## 東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年 9月20日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 9月20日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1 — 144	放射性試料分析室において、蛍光X線分析装置(金属分析)のX線シャッターフィルターに破損が認められたため、当該フィルターを交換。	対象外	
2		放射性ドレン移送系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋低電導度廃液系サンプ及び原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(A)において、基礎ボルト及びベースプレートに腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	燃料プール冷却浄化系プリコートポンプ出口圧力指示計において、指示値のダウンスケール (指示値の目盛板下限値未満)が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理。	GⅢ	